

第3章 住宅政策の推進方針

1. 住宅政策の基本理念及び視点と目標

(1) 住宅政策の基本理念

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して
～いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する～

住宅は、自然環境や災害から人の生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であることから、長期間にわたって住み続けることができるよう、基本的な質や性能を確保することが求められる。

また、住宅には市街地や都市環境を形成する基本的な社会的資源としての性格もあることから、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点としての役割が求められる。

さらに、豊かな住生活を実現するためには、住宅単体の質・性能の向上のみならず、まち・地域の安全性・防犯性の確保、良好な景観の形成、地域コミュニティ活動の活性化などを通じて、次世代に引き継ぐべき良質な居住環境を構築していくことが重要である。

このことから、引き続き、「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して～いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する～」を本計画の基本理念として踏襲する。

(2) 住宅政策の視点と目標

「ひと」の視点

【目標1】誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

少子高齢化が進行し、子育て世帯や高齢者世帯などの安心居住の確保や子育てしやすい住宅・住環境の確保が求められている。このことから、住宅セーフティネット対策を含めた安心居住を確保するための取り組みを推進する。

「住まい」の視点

【目標2】次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

成熟社会に相応しい豊かな住生活を実現するとともに、将来世代の住居費負担軽減や環境負荷低減が求められている。このことから、長期間使用可能な良質な住宅ストックを増やしていく取り組みを推進する。

【目標3】空き家活用の推進と住宅市場の活性化

老朽化した空き家が居住環境の悪化を誘発するなど社会問題化するとともに、今後も空き家の増加傾向が見込まれている。このことから、空き家の適正管理と利活用及び老朽危険空き家の除却に向けた取り組みを推進するとともに、空き家を含めた中古住宅の流通促進に向けた取り組みを推進する。

「まち・地域」の視点

【目標4】住宅地の居住環境・魅力の維持・向上

地震や地滑りなどの災害が多発している昨今の状況を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を含め、災害に強いまちづくりを総合的に推進する。

また、各地域の美しい街なみや景観をはじめ、古民家や住文化といった石川の地域特性を活かしたまちづくり活動を推進するとともに、将来の住まい・まちづくりを担う次世代の育成に向けた取り組みを推進する。

2. 施策効果を把握するための成果指標

(1) 成果指標の見直しの基本的考え方

- ・ 「石川県住生活基本計画 2011」では、住宅政策の施策効果を定量的かつ定期的に把握・分析・評価するために、13 項目の成果指標を設定し、目標値の達成に向けて各種の施策を推進してきた。
- ・ 今回の見直しにおいては、5 年間の社会情勢の変化はもとより、新たな住生活基本計画（全国計画・平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）における住宅政策の方針や成果指標の見直し状況、ならびに新たな石川県長期構想（平成 28 年 3 月策定）で示された県政の基本方針のほか、本県の住宅政策の実績や進捗状況等を勘案し、成果指標の見直し（継続・見直し・追加・廃止）を行った。
- ・ 13 指標の見直しの結果、9 指標を継続、1 指標を集約、1 指標を見直し、2 指標を廃止、2 指標を新たに追加することとした。

(2) 成果指標の見直し状況

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	【継続】	⑤子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	(1) 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率
	【見直し】	②サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数 ※供給のみではなく、今後は生活支援施設の併設が重要となることから見直す	(2) 高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合
	【継続】	③住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	(3) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)
	【集約】	④住宅の高度のバリアフリー化率 (2 箇所以上の手すり設置・屋内の段差解消・十分な廊下幅が全てなされた住宅)	※「十分な廊下幅」は新築時からの対応が必要であり改修では困難であり、(3) に集約する。
	【継続】	⑥最低居住面積水準未満率	(4) 最低居住面積水準未満率
目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	【継続】	①新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	(5) 耐震基準 (昭和 56 年基準) が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
	【継続】	⑪住宅のリフォーム実施戸数の比率	(6) 住宅のリフォーム実施戸数の比率
	【継続】	⑦省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	(7) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)
	【廃止】	⑨滅失住宅の平均築後年数	※今後は優良な住宅ストックを長く使う方針であり、そうでない住宅は、更新を促進するため廃止する。
	【廃止】	⑩住宅の滅失率	
【継続】	⑫新築住宅における認定長期優良住宅の割合	(8) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	
目標 3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	【追加】		(9) 空家等対策計画を策定した市町の割合
	【継続】	⑧既存住宅の流通シェア	(10) 既存住宅の流通シェア
目標 4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	【継続】	⑬住民が主体となって街並み形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数	(11) 街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数
	【追加】		(12) まちづくり活動団体数

(3) 成果指標の目標値

目標	指標の区分	成果指標 (見直し後)	現状値 (集計年)	目標値 (目標年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	子育て支援	(1) 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	70% (H37)
	高齢化対策	(2) 高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	90% (H37)
	バリアフリー化	(3) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	75% (H37)
	セーフティネット	(4) 最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	早期に解消
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	耐震化	(5) 耐震基準(昭和56年基準)が求められる耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	95% (H37)
	ストック活用	(6) 住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	7% (H37)
	省エネ化	(7) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	50% (H37)
	長寿命化	(8) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	20% (H37)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	空き家対策	(9) 空き家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	概ね8割 (H37)
	流通促進	(10) 既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	30% (H37)
目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	景観形成	(11) 街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	137地区 (H26)	190地区 (H37)
	地域活力	(12) まちづくり活動団体数 ※2	222団体 (H26)	300団体 (H37)

※1:「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2:「石川県長期構想」より引用

なお、上記計画の見直し等により成果指標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。

3. 基本の方針と施策

目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

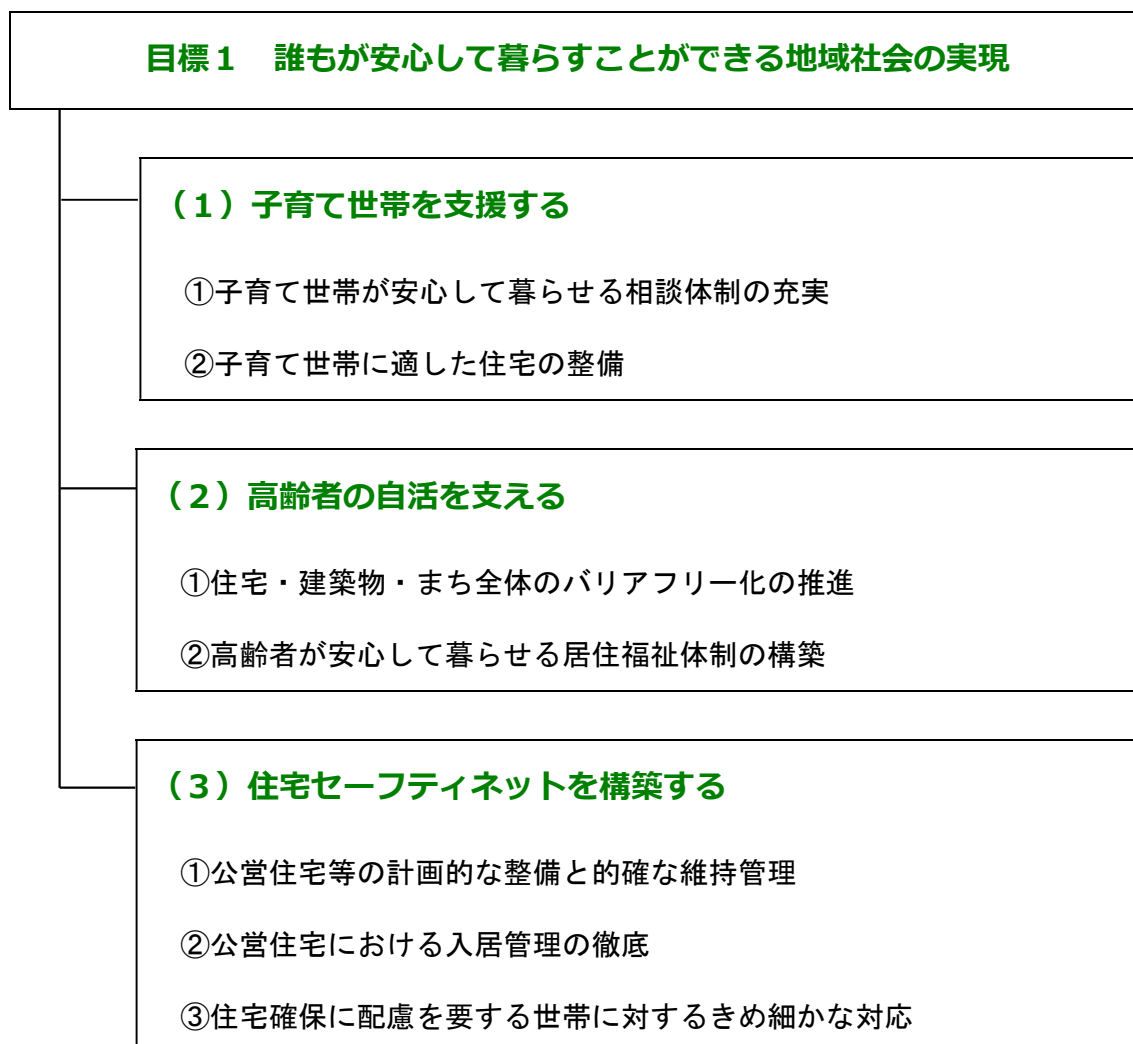
◆施策の方針

県の人口は平成12年をピークに減少が続いており、年代別では少年人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が顕著となっている。また、世帯数も今後減少すると推計されているが、高齢者単身世帯は今後も増加する見込みである。

少子高齢化対策として、子育てしやすい住宅・住環境の確保や生活の基本である住宅のバリアフリー化が不可欠である。

また、子育て世帯、高齢者世帯などの居住の安定を確保することも重要であり、今後もセーフティネットとしての公営住宅等の役割も重要である。

◆施策構成



◆施策内容

(1) 子育て世帯を支援する

■基本的方針

少子化の進行は様々な要因が絡み合っていると考えられ、課題解決に向けては多分野からのアプローチが必要である。

住宅政策分野の担う役割は、子育てしやすい居住環境を提供することである。具体的には、出産、子どもの成長、親との同居など、様々なライフステージの居住環境に対応するための情報提供や相談体制の充実、住み替え支援等を推進する。

■施策

(1)－① 子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実

- ・ 子育てに適した住宅（対面キッチン、広い間取り（2LDK・3LDK）、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変型住宅の採用）の新築・取得・リフォームなどに関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ 子育て世帯をはじめ、高齢者・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制を充実する。

(1)－② 子育て世帯に適した住宅の整備

- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。
- ・ 「プレミアム・パスポート事業」等により、住宅関連事業者の協力のもと、子育て世帯が行う住宅改修・新築費用・不動産仲介手数料の割引等を推進する。
- ・ 公営住宅における多子世帯の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した子育てしやすい住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

(2) 高齢者の自活を支える

■基本的方針

住宅における物理的な障害（バリア）を解消し、高齢者も含めて誰もが安心して生活できる居住環境を構築することが必要であり、新築の段階から普遍的な加齢に対応させる「バリアフリー住宅の建設」と、居住者の残存能力や動作特性に合わせて居住環境を改修する「既存住宅のバリアフリー化」の2つの視点から施策を展開する。

超高齢社会への突入に対応し、「住宅」から「施設」までを住宅部局と福祉部局が連携して、高齢者の要支援・要介護状況に応じた多様な住宅を供給するとともに、福祉サービスを受けることができる切れ目のない居住福祉体制の構築を目指す。

また、高齢者等の積極的な社会参加のために、公共公益施設を含む、まち全体のバリアフリー化を推進する。

■施策

(2)－① 住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進

◆バリアフリー化の推進・徹底

- ・ 将来、高齢や要介護状態になっても住み慣れた住宅で安心した生活が営めるよう、「住宅整備マニュアル等」を活用し、新築時からバリアフリーに配慮した住宅の建設を推進する。
- ・ 「自立支援型リフォーム資金助成制度」等を活用し、既存住宅のバリアフリー改修を推進する。
- ・ 高齢者本人の身体状況や動作特性に合わせたバリアフリー改修が実施されるよう、「バリアフリー住宅改修支援事業」による改修のアドバイスを実施する。
- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく公益的建築物のバリアフリー対応状況について、着手前の審査・竣工後の立入検査など、指導を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例による整備基準に基づき、公益的施設（建築物・道路・公園等）のバリアフリー化を徹底する。

◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成

- ・ 新築時からのバリアフリーやバリアフリー改修に関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ バリアフリー改修の設計・施工についての専門的知識を有する「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成・登録を行う。
- ・ 「バリアフリー住宅改修事業者講習会」を開催し、リフォーム事業者等の資質向上を図る。

(2)－② 高齢者が安心して暮らせる居住福祉体制の構築

◆高齢者向け住宅の供給促進

- ・ 福祉部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け居住施設の供給を推進する。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の整備・サービス・契約に関する情報の集約化及び管理の適切さを把握・評価する仕組みづくりを検討する。
- ・ 高齢者が居住する住宅の耐震改修について段階的な改修等を促進する。
- ・ どの世代も安心して暮らすことができる、福祉施設と連携した居住環境を構築する。

◆住宅相談体制の充実

- ・ 高齢者世帯をはじめ、子育て世帯・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町

が中心となって、三世同居・近居に関する相談体制を充実するとともに、必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。【再掲：1・(1)－①②】

- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 高齢者が所有する住宅資産（住宅・土地）を活用し、リバースモーゲージ制度によるリフォームや住み替えの促進を図る。
- ・ 高齢者向け住宅に入居する高齢者に対して、契約・入居・生活支援サービス等に関する正しい説明・周知を図るため、説明会等を通じて宅建業者等の高齢者向け住宅に対する理解を深める。

(3) 住宅セーフティネットを構築する

■ 基本的方針

地方公共団体における低額所得者向け賃貸住宅の供給手法としては、整備に対する国庫補助があり、家賃収入もある公営住宅の直接供給が財政的に最も有利である。しかし、昨今の厳しい財政状況下においては、計画的な維持管理や更新がこれまで以上に重要となる。

今後は、各地方公共団体が定める「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の必要性や老朽度などによって住棟を「建替」・「改善」・「維持保全」等に分類し、的確な維持管理や更新を行うことで、地域の住宅需要に応じた公営住宅等を供給する。

一方で、高額所得者への明け渡し請求など公営住宅における入居者管理の徹底を図り、高齢者、障がい者、子育て世帯など居住に配慮すべき世帯に対しては、管理運営面で、きめ細かな対応を図る。

■ 施策

(3)－① 公営住宅等の計画的な整備と的確な維持管理

- ・ 公営住宅等の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕を行い的確な維持管理を行う。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、PPP/PFI も含め民間事業者の様々なノウハウや資金、技術の活用を検討する。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、住宅とあわせて、賑わい創出施設、高齢者支援施設、子育て支援施設、コミュニティ施設の整備・併設等を検討する。

(3)－② 公営住宅における入居管理の徹底

- ・ 高額所得者への明け渡し請求の強化を継続し、適正な入居管理を実施する。
- ・ 家賃滞納解消を徹底するとともに、退去滞納者など悪質な事例の解決に向けた対策を引き続き強化する。
- ・ 特定の世帯に対する当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討を引き続き行う。

(3)－③ 住宅確保に配慮を要する世帯に対するきめ細かな対応

◆子育て世帯に対する対応

- ・ 公営住宅における多子世帯の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 公営住宅等において、子どもの成長に合わせて適する間取りの住戸に住み替えできる制度(子の成長や世帯員の増加により間取りが不一致となった場合に住み替えを認める)を継続する。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、子育て世帯に適した住宅(対面キッチン、広い間取り(2LDK・3LDK)、広い浴室、十分な物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変型住宅の採用等)の供給を検討する。
- ・ 公営住宅において子育て世帯が入居しやすい基準について、検討する。

◆高齢者・障がい者に対する対応

- ・ 公営住宅内における高齢者の身体能力にあわせた住み替え支援(中高層階に住んでいる高齢者が希望する場合には低層階に移転できる)を継続し、不適切な入居状態の解消を引き続き推進する。
- ・ 公営住宅団地において、介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居、近居、隣居のための住み替え支援(親族の住戸近くへの住み替えを認める)を継続し、高齢者の在宅生活を支援する。
- ・ 高齢化率が高い団地でのシルバーハウジング・プロジェクトの推進を検討する。
- ・ 既存住宅の1階外構部分や各階共用部分のバリアフリー化を検討する。
- ・ 駐車場が不足している団地において、居宅介護事業者の訪問等に対応するため、介護事業者専用の駐車区画を設置する。
- ・ 指定管理者と連携し、公営住宅モデル団地(平和町団地)での高齢者等に対する見守り訪問を引き続き実施する。
- ・ 指定管理者と連携し、団地内の集会所を活用した高齢者サロンの開催、高齢者の見守り活動、入居者間の親睦活動(花いっぱい県住事業)などを引き続き実施する。

◆情報提供及び民間賃貸住宅の活用

- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ サービス付き高齢者向け住宅などの供給を推進し、高齢者の身体状況などに応じて適宜選択できる多様な高齢者向け住宅を確保する。
- ・ 高齢者世帯をはじめ、子育て世帯・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 市町と連携し、空き家などの民間住宅の借上げによる低廉な家賃の住宅の供給や住宅確保要配慮世帯に対する家賃補助など、多様な住宅セーフティネットの構築について検討する。

成果指標

(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	→	70% (H37)
(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	→	90% (H37)
(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	→	75% (H37)
(4)最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	→	早期に 解消

目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

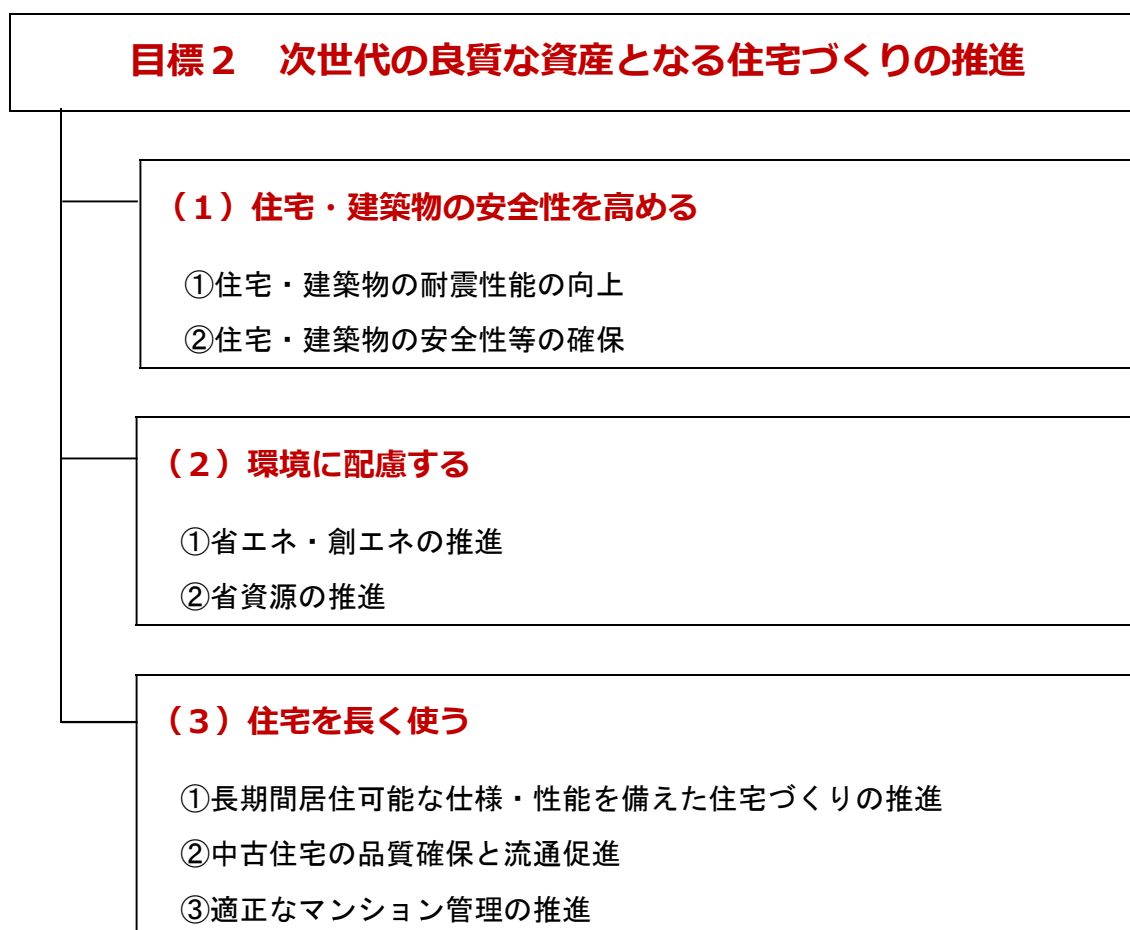
◆施策の方針

県民の生命・財産を災害から守る住宅について、建設時や改修時には耐震、防災、防犯、健康などの要素に関し、各種指針を基準として総合的に設計し、良質な資産となることを推進する。

環境負荷の軽減については、「省エネ・創エネ」や資源消費、廃棄物を抑制する「省資源」の視点から住宅づくりを推進する。

中古住宅の流通を促進することは、住み替えによる居住水準の改善だけでなく、流通を前提とした資産価値向上に向けた新築住宅の質の向上や長寿命化にもつながることから、積極的に推進する。

◆施策構成



(1) 住宅・建築物の安全性を高める

■ 基本の方針

平成 28 年に発生した熊本地震など過去の災害を教訓に、本県においても、県民の危機意識や耐震化への関心が高まっていることから、石川県耐震改修促進計画に基づき、住宅や地震発生時に避難所や防災拠点施設となる公共公益施設などの耐震化を加速させる。

地震にとどまらず近年発生している大規模災害の状況を踏まえ、地盤の状況、津波の高さ、大雨による水害・浸水など住宅地の危険性を把握し、人命を守るための情報提供をこれまで以上に充実させる。

さらに、建築確認や中間検査、完了検査などを徹底し、住宅・建築物の防災性能を担保する。

■ 施策

(1)－① 住宅・建築物の耐震性能の向上

◆ 既存住宅等の耐震化促進

- ・ 「石川県耐震改修促進計画」(計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度)に基づき、住宅及び特定建築物の総合的な耐震化を促進する。
- ・ 住宅の耐震化に係る補助制度を拡充することに加え、効率的に耐震化を進めるための具体的手法(簡易診断、段階的な改修など)を県民に広報するなどし、住宅の耐震診断・耐震改修を促進する。

◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 相談会の開催、戸別訪問、パンフレットの配布などを通じて、耐震化に関する県民意識の啓発を図る。
- ・ 石川県建築士事務所協会による「木造住宅耐震診断士講習会」の開催により、住宅の耐震診断を担う建築士を育成する。

(1)－② 住宅・建築物の安全性等の確保

◆ 建築規制の実効性の確保

- ・ 「石川県建築行政マネジメント計画」に基づく施策の的確な実行により、違反建築物防止対策や建築物の維持・管理に努めるとともに、計画内容を定期的にフォローアップする。
- ・ 完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等を実施する。
- ・ 特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等を実施し、法を順守した確実な建築確認を担保する。
- ・ 建築士事務所への立入調査や講習会等の開催により、建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行を徹底する。
- ・ 現場巡回パトロールを実施し、違反建築物の早期発見及び未然防止を図る。
- ・ 建築基準法第 12 条に基づく建築物定期調査報告制度について、未報告建築物に対する督促強化及び適切な是正を指導する。

- ・ 防災査察や定期調査報告の際に既存不適格建築物の危険性を所有者に対して周知するとともに、適正な維持保全について指導を行う。

◆住宅・建築物における健康被害の防止

- ・ 既存建築物のデータベースを活用し、アスベスト対策が未実施の建築物に対する除去や改修等の指導を徹底する。
- ・ 建設リサイクル法等に基づき、アスベストの分別解体・適正処分徹底のための指導や定期的なパトロールを継続する。
- ・ 建築基準法等に基づき、シックハウス対策や換気によるカビや結露の発生しにくい住宅の普及促進を図る。

◆住宅における火災対策の徹底

- ・ 住宅用火災警報器設置及び適切な維持管理に関する県民への周知・啓発を継続する。

(2) 環境に配慮する

■基本的方針

環境負荷を軽減するためには、消費エネルギーを削減する「省エネ」と自らエネルギーを生み出す「創エネ」、そして解体・建設による資源消費、廃棄物を抑制する「省資源」の視点から施策を展開することが必要である。

「省エネ・創エネ」の施策としては、住宅・建築物の外皮の断熱化、省エネ設備機器の採用や自然エネルギーの利用などが想定される。

「省資源」の施策としては、住宅部材におけるリサイクル材の活用をはじめ、解体・建設サイクルの延伸を図ることができる住宅の長寿命化や中古住宅の流通促進などが想定される。

■施策

(2)－① 省エネ・創エネの推進

◆省エネ・創エネの推進

- ・ 県民及び事業者（住宅メーカー・設計者など）に対して、「いしかわ住まいの省エネパスポート制度」の普及を図り、省エネ性能に優れた住宅の建設を推進する。
- ・ 「エコ住宅整備促進補助金」等により、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修を支援する。
- ・ 県や市町が実施する公的賃貸住宅等の建設・建替え等において、省エネルギー化や自然エネルギーの利用を推進する。

◆省エネ・創エネの推進に向けた人材育成・意識啓発

- ・ 「石川県エコ住宅アドバイザー認定制度」を通じて、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修の設計・工事監理を的確に実施できる建築士を育成する。
- ・ 「エコリビングマニュアル」、「いしかわ版エコ住宅改修マニュアル」、「いしかわエコリビング賞」等により、住宅の省エネ化に対する県民意識を啓発する。

- ・ 「いしかわエコハウス」を活用し、住宅の省エネ手法や省エネ改修に関する情報提供を行う。

(2)－② 省資源の推進

- ・ ホームページやパンフレットによる情報提供を通じて、古民家（町家・農家等）の再生や古材の利活用を推進する。
- ・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用を推進する。
- ・ 講習会での認定品の紹介など民間建築物へのリサイクル製品の普及を図る。
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出などにより住宅・建築物の分別解体の徹底を図る。

(3) 住宅を長く使う

■基本の方針

「住宅を長く使う」ためには、長期間居住可能な仕様・性能の住宅供給を推進することや、的確な維持管理を推進することが必要である。

また、中古住宅として売却する見込みがあれば、建設当初からの質の向上や長寿命化に対する投資や、住宅リフォームの動機付けに繋がることから、総合的な相談体制の整備やリフォームの推進などにより、中古住宅市場の活性化を図る。

さらに、県内においても、今後、大規模な修繕や更新時期を迎えるマンションが増加することが見込まれることから、良好な居住環境を維持し、長く居住するために必要となる適正なマンション管理を推進する。

■施策

(3)－① 長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進

◆良質な住宅の供給促進

- ・ ホームページやパンフレットによるPR等により、長期優良住宅の供給を推進する。
- ・ 品確法に基づく「住宅性能表示制度」や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用により、住宅の質の向上、欠陥住宅の予防を図る。

◆住宅の長期使用

- ・ 内装・設備等の改修を容易とするため「スケルトン・インフィル（S I）」の理念を普及するとともに、公営住宅等の建設時においてはS Iの理念を基本として整備する。
- ・ 公営住宅等の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕を行い、的確な維持管理を行う。【再掲：1・(3)－①】

(3)－② 中古住宅の品質確保と流通促進

- ・ 住宅リフォームに関する助成制度等をPRし、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム（耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等）を推進する。
- ・ 不動産業界と連携し、中古住宅の取得に関する総合的な相談体制を整備する。

- ・ 中古住宅を取得する前段階における総合的なリフォームを推進する。
- ・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコリビング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等について、広く県民に広報する。
- ・ 国の「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査（インスペクション）を推進する。

(3)－③ 適正なマンション管理の推進

- ・ 分譲マンションの棟数、建築年度、管理組合の設置状況等を把握し、データベース化を図る。
- ・ マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策を検討する。
- ・ マンション管理に従事する者向けの講習会を開催し、管理業を営む事業者の資質向上を図る。
- ・ 関連団体と連携し、マンション管理組合の組織化や育成を推進する。

成果指標

(5)耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	→	95% (H37)
(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	→	7% (H37)
(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	→	50% (H37)
(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	→	20% (H37)

※1：「石川県耐震改修促進計画」より引用

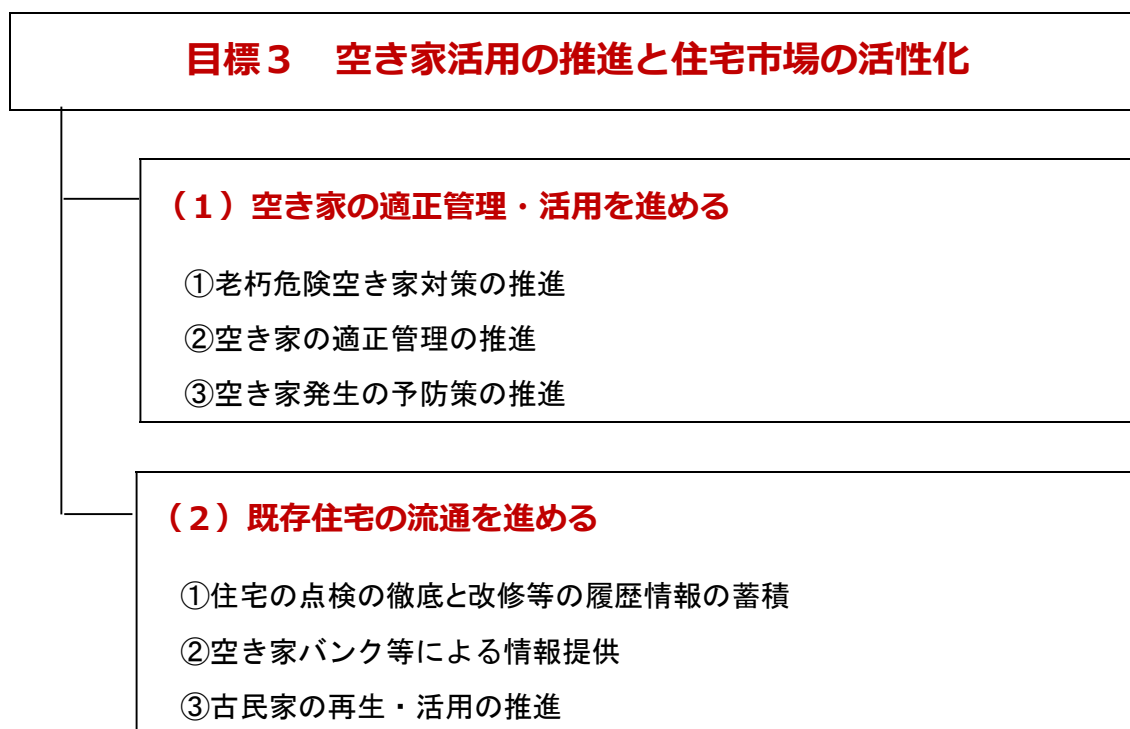
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

◆施策の方針

近年、空き家は年々増加を続けており、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下や、衛生面や景観面での悪化など、近隣住環境へ与える影響が大きいため、適正な管理・活用と計画的な除却が必要である。

具体的には、空き家情報バンク等による情報提供、点検・改修の履歴の蓄積、住宅の再生やリノベーションなどを推進する。

◆施策構成



(1) 空き家の適正管理・活用を進める

■ 基本的方針

空き家問題は、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下、衛生面や景観面の悪化など近隣住環境へ悪影響を及ぼす外部不経済である。いったん空き家となって放置されると、資産価値が下がり打つ手がなくなるという難しさがあるとともに、空き地と同様に人口減少、街なみの寸断など地域の活力を削ぐこととなる。

空き家問題を解消するため、「老朽危険空き家対策」「空き家の適正管理」「空き家発生の予防策」の3つの視点から施策を展開する。

「老朽危険空き家対策」としては、市町が定める「空家等対策計画」に基づき、保安上危険、衛生上有害な空き家について、計画的に排除や改善を行う。「空き家の適正管理」としては、住宅所有者（管理者）による適切な維持保全を推進する。「空き家発生の予防策」としては、中古住宅市場の活性化に加え、各地域での空き家情報の提供・充実を図る。

■ 施策

(1)－① 老朽危険空き家対策の推進

- ・ 老朽危険空き家に対して、「空家等対策特別措置法」に基づく計画的な除却を推進する。
- ・ 市町が実施する老朽危険空き家の除却への取組みを技術的に支援する。
- ・ 空き家再生等推進事業を活用し、危険空き家解体後の空き地の公共的利用を推進する。

(1)－② 空き家の適正管理の推進

- ・ 市町による空き家実態調査の実施、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置及び運営、空き家管理条例等の制定などの取組みを技術的に支援する。
- ・ 市町が実施する空き家対策の取組みに対して、必要な情報提供、技術的助言、市町相互間の連絡調整などの支援を行う。
- ・ 空き家の適正管理の重要性や空き家管理のポイントなどを、県民に対して普及・啓発する。
- ・ 地域住民が主体となって、空き家の管理や空き地の除草・小公園的な活用などを行う活動（エリアマネジメント等）に対する支援を検討する。
- ・ 石川県空き家相談窓口による相談体制の活用を図る。

(1)－③ 空き家発生の予防策の推進

- ・ ホームページやパンフレットにより、県内の古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。
- ・ 空き家セミナーによる空き家及び将来空き家になりそうな住宅の所有者等に対して、適正管理や利活用に関する意識の啓発を図る。
- ・ 市町が実施する古民家（町家・農家等）を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備を推進する。
- ・ 地域の空家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居

住系施設の整備を推進する。

- ・ 空き家の賃貸化や他用途転用に関する各種制度を普及・啓発する。
- ・ 高齢者所有住宅や空き家を活用した、子育て世帯やU I J ターン世帯向けの住宅として供給するための住み替え支援等の仕組みを検討する。
- ・ 市町による空き家情報バンクの充実やU I J ターン者への補助等を実施する。

(2) 既存住宅の流通を進める

■ 基本の方針

終戦後、都市部への人口流入や核家族化に伴って多くの住宅が必要となり、また、景気対策としての意味合いからも、一貫して「新築住宅」の建設が押し進められてきた。このことから、中古住宅の流通を進めるためには、「新築」を中心とした住宅市場政策を、いかにして「中古」を中心とした政策に転換を図っていくかが、大きなポイントである。

県としては国と連携・協力し、中古住宅の点検・改修等の履歴情報の蓄積や活用を推進するとともに、空き家情報バンクの充実を図るなど、流通促進に向けた取り組みを推進する。

また、県内の各地には、良質な中古住宅の代表であり、地域資源としても貴重な「古民家」（能登、金沢、加賀の地域性を反映した町家・農家など）が多数残っていることから、ストック活用の象徴的な取組みとして、古民家の再生・活用を推進する。

■ 施策

(2)－① 住宅の点検の徹底と改修等の履歴情報の蓄積

- ・ 宅建業者等との連携や国の「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査（インスペクション）を推進する。【再掲：2・(3)－②】
- ・ 的確かつ中立な立場で建物状況調査（インスペクション）を実施できる人材（インスペクター）の育成及び建物状況調査（インスペクション）の質の向上を図る。
- ・ 県民に対する住宅履歴情報の重要性を周知する。

(2)－② 空き家バンク等による情報提供

- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供を充実する。
- ・ 市町による活用可能な空き家の発掘と空き家バンク登録物件を情報提供する。

(2)－③ 古民家の再生・活用の推進

- ・ 古民家（町家・農家等）の修復・再生・活用や他用途転用への技術的支援をする
- ・ 歴史的建造物の保存活用に係る専門家などの派遣や活用を図る。

成果指標

(9)空家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	→	概ね8割 (H37)
(10)既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	→	30% (H37)

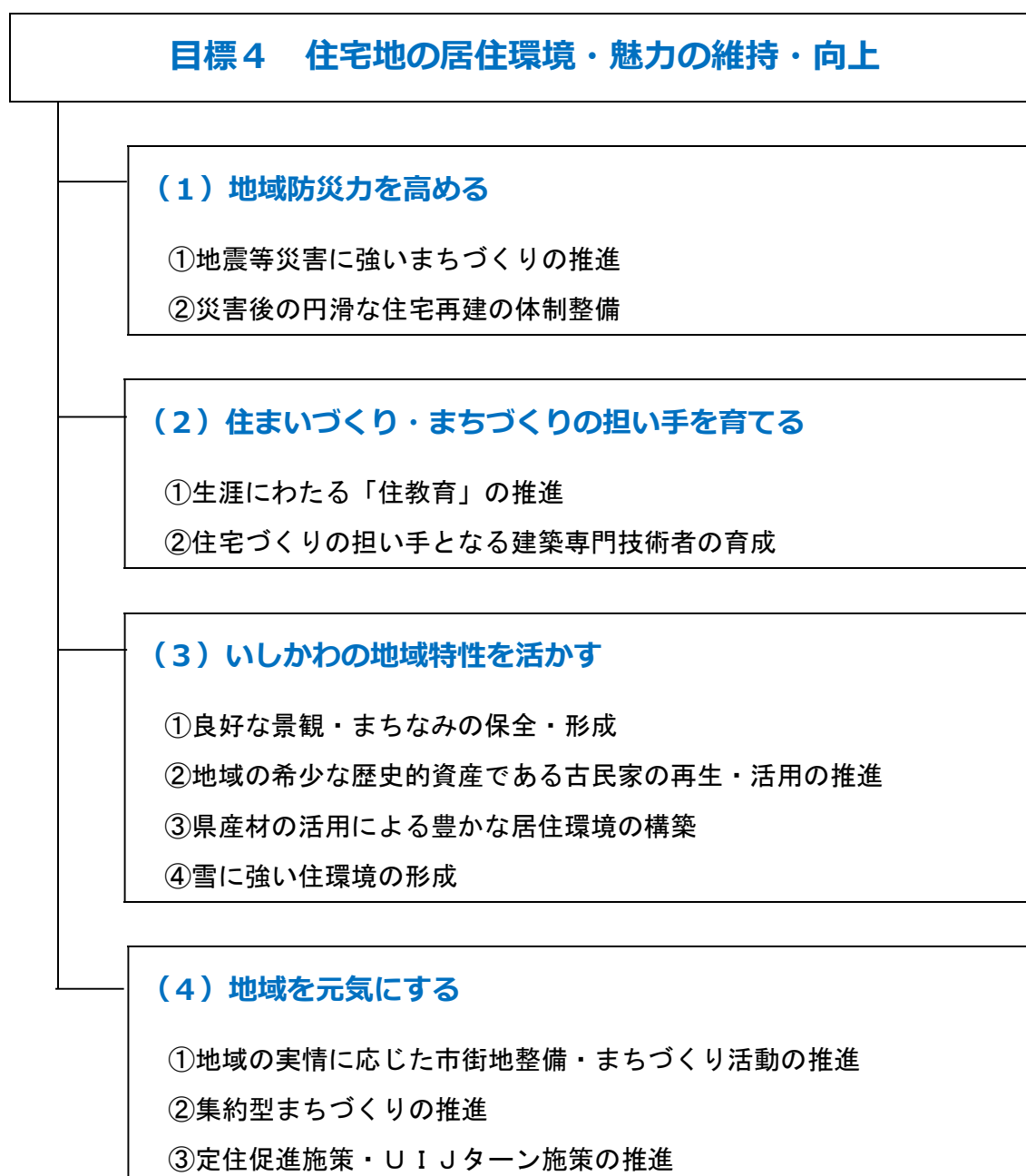
目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上

◆施策の方針

住宅の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保、災害後の円滑な体制づくりなど、災害等に強いまちづくりを総合的に推進する。

また、誇りと愛着の持てる地域づくりのためには、住宅が地域の景観、歴史を形づくる基本的な社会資本であることを認識し、各地域の美しい街なみや景観の形成、地域住文化を継承していくことが必要である。

◆施策構成



(1) 地域防災力を高める

■ 基本の方針

個々の住宅及び建築物の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保などにより、地震などの災害等に強いまちづくりを総合的に推進する。

目標2-(1)にも関連するが、液状化の恐れなどの地盤状況、津波の高さ、大雨による水害・浸水、崩壊の恐れのある盛土造成地の存在など住宅地の危険性の情報を提供し、「危険な場所には住まない」という取り組みを長期的な視点で進める。

また、災害発生時の対策として、復旧・復興及び生活再建を円滑に進めるための体制づくりを進める。

■ 施策

(1)-① 地震等災害に強いまちづくりの推進

◆ 宅地の安全性確保

- ・ 各特定行政庁や県の土木事務所で整理済みの「建築基準法上の道路台帳」に基づき、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- ・ 各市町や県の関係部局で作成・公表済みのハザードマップ（地震防災危険度マップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害マップなど）を活用し、県民に対して居住地の災害危険性の情報提供と防災に対する県民意識の啓発を行う。
- ・ 大規模盛土造成地のデータベース化と安全性確保に向けた対策を検討する。
- ・ 崖地に近接するなど、危険性の高い地域からの住み替えを誘導するとともに、住み替え支援の取組みを実施する。

◆ 市街地の安全性確保

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、木造住宅密集市街地に立地する耐震性能の劣る住宅の改修、建替え、撤去を推進するとともに、面的な改善整備や消防設備の充実等により、防災性の向上を図る。
- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上を図る。
- ・ 市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性能が劣る施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性能、居住性、バリアフリー等の性能を確保する。
- ・ 地震発生時の避難ルートを確保するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去やブロック塀の板塀化・生垣化等を推進する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

(1)－② 災害後の円滑な住宅再建の体制整備

◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築

- ・ 石川県応急仮設住宅建設マニュアルの的確な運用と、建設候補地の確保を進める。
- ・ 民間事業者との連携や協定の締結等により、応急仮設住宅の早急な建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅（みなし仮設）の提供、住宅相談窓口の開設など体制づくりを進める。
- ・ 個人が所有する空家等を被災者向けの住宅として提供できる体制づくりを検討する。
- ・ 福祉部局と連携し、災害発生時の要支援者マップ作成を推進する。

◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制

- ・ 被災建築物の応急危険度判定に関して、中部圏の9県1市で締結している「災害応援に関する協定書」を継続し、広域的な協力・支援体制を継続する。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会や訓練、学生サポーターの育成と登録の実施を図る。
- ・ 「石川県応急危険度判定協議会」等を通じて、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣体制の充実を図る。
- ・ 被災地への派遣の際、主力となる若手の判定士の登録の充実を図る。

(2) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる

■基本的方針

質が高く、地域の自然、歴史に根ざした住宅づくりを実現するためには、それを企画・設計・施工・管理、さらには居住する「人」の確保・育成が重要である。

そこで、学校教育、専門課程、生涯学習など様々な教育ステージで、住宅への関心の高揚、技能見識の向上を図るとともに、特に地域の古民家などの地域資源の活用や住宅の担い手となる建築専門技術者を育成し、魅力あるまちづくりを推進する。

■施策

(2)－① 生涯にわたる「住教育」の推進

- ・ 住宅・住まいのあり方や地域・コミュニティとの関わり方などに関する県民向け講習会等の開催を検討する。
- ・ 住まいの絵画コンクールなど住教育を推進する。
- ・ いしかわエコハウスを活用した住教育を推進する。

(2)－② 住宅づくりの担い手となる建築専門技術者の育成

- ・ ハウジングスクールをはじめ、講習会や実際の現場における経験を通じて、若手建築技術者の育成を図る。
- ・ 歴史的建造物の調査、助言を行う専門家の育成を図る。
- ・ 伝統的な在来木造構法の技術の記録や保存を行い、伝統技術の継承を図る。

- ・ 県や関連団体の主催による講習会等を通じて、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバイザー派遣体制の強化を図る。

(3) いしかわの地域特性を活かす

南北に長い本県においては、変化に富む地形、風景やそれぞれの地域の歴史に支えられたまちなみや地域資源が多く残存している。

まちなみの保全・形成や農村に残る原風景の保存、さらには単体としての古民家の再生・活用を図るなど、本県の地域特性を活かし、それらを強みとして良好な景観・まちなみの保全・形成を推進する。

また、木材、瓦など県産の建築資材に加え、漆器、陶器や布など伝統工芸品も豊富であり、それらの建築資材の住宅・建築物への活用を推進することで、豊かな居住環境の構築を目指す。

■ 施策

(3)－① 良好な景観・まちなみの保全・形成

- ・ 石川県景観計画をはじめ、各市町の景観計画、各地域で締結されている街づくり協定などに基づく、形態・色彩の規制・誘導や補助制度を活用して、景観形成に寄与する住まい・まちづくりを推進する。
- ・ 公共施設整備を行う場合には、「石川県公共事業景観形成指針」や「石川県公共事業景観形成ガイドライン」等に従い、整備を通じて、県が先導的に良好な景観の創出を図る。
- ・ 「景観アドバイザー」や「景観づくりリーダー」の育成や景観教室の開催などにより、地域住民が主体となって実施する景観まちづくりを支援する。

(3)－② 地域の希少な歴史的資産である古民家の再生・活用の推進

- ・ ホームページやパンフレットにより、県内の古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 市町が実施する古民家（町家・農家等）を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備を推進する。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 里山里海景観の核となっている古民家に関する修理・改修・リフォーム時の設計指針及び改修事例集等の作成により、再生・活用を誘導する。
- ・ 古民家ほか、近代建築・現代建築などの地域に根ざした景観資源を発掘し、観光振興や地域振興に一助とする。
- ・ 古民家（町家・農家等）再生ファンド等の歴史的な建築物の修理・改修・リフォームを支援する仕組みづくりを検討する。

(3)－③ 県産材の活用による豊かな居住環境の構築

- ・ 住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の使用を推進する。

- ・ 「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」により、住宅における県産木材の活用を推進するとともに、功労者表彰を実施する
- ・ 公営住宅の建替事業における県産木材の利用をはじめ、公共建築物における県産材利用を推進する。
- ・ 林業事業者、木材関連業者、住宅供給業者等が連携した県産木材の利用促進に向けた体制づくりを進める。

(3)－④ 雪に強い住環境の形成

- ・ 豪雪地等において、雪下ろしの負担・危険性を軽減するため、屋根融雪装置の普及等により、住宅の克雪化を推進する。
- ・ 「雪に強い住まいづくりまちづくり」マニュアルを活用し、雪に強い住宅の設計指針、雪を活かすまちづくり活動、学生等と連携した雪かきのための住民組織づくり等の普及・啓発を図る。

(4) 地域を元気にする

地域の活性化のためには、「都心部」では市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業などによる都市機能の向上や更新、「住宅地」では街なみ環境整備事業などによる修復型整備やコミュニティ拠点の整備など、地域の実情に応じた様々な手法を駆使し、地域にふさわしい魅力のあるまちづくりを推進する。

特に人口減少の中であっても、一定の生活サービスや活力あるコミュニティ、市街地のにぎわいを持続するため集約型のまちづくりを推進する必要がある。

地域の魅力向上の主たる目的は、地域アイデンティティの確立やアメニティの向上によって地域に住む人が愛着や誇りを持って住み続けてもらうことであるが、二次的な目的として、地域の魅力を広く県内外に発信することで、定住人口や交流人口を増加させることも期待できる。

■施策

(4)－① 地域の実情に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進

- ・ 都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新を推進する。
- ・ 「街なみ環境整備事業」等を活用した修復的な市街地整備やコミュニティ拠点の整備により、中心市街地等の再生や住宅団地での良好な街なみ形成を推進する。
- ・ 消滅可能性が高い限界集落、集落運営が困難となりつつある集落等において、拠点集落を中心とした再編・統合を進め、新しいコミュニティとして再生を進める。
- ・ 地域コミュニティの形成により、高齢者や子育て世帯が住みやすいまちづくりを進める。
- ・ どの世代も安心して暮らすことができる福祉施設と連携した居住環境を構築する。【再掲：1・(2)－②】
- ・ いしかわまちづくり技術センターや石川県NPO活動支援センターなどの関係機関と連携し、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動等をきめ細かく支援する。

(4)－② 集約型まちづくりの推進

- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に都市の機能を高める医療・福祉・子育て支援・商業等の集約を図るとともに、生活サービスやコミュニティが持続可能な一定のエリアに居住を誘導する集約型まちづくりを推進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域での住宅建設や住み替えに対する助成を実施するなど、居住を促進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域における定住の受け皿となる空き家の利活用を各種施策により推進する。
- ・ 公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保に取り組む。

(4)－③ 定住促進施策・U I Jターン施策の推進

- ・ 本県が開設・運営している移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」をはじめ、インターネットを通じた情報発信により、県外からの住み替え・移住を推進する。【再掲：3・(2)－②】
- ・ 市町を主体とする地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設に対する支援の実施、若年層のU I Jターンの受け入れ等を行い、定住促進・移住促進を図る。
- ・ 地域の空き家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居住系施設の整備を推進する。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 高齢者所有住宅や空き家を活用した、子育て世帯やU I Jターン世帯向けの住宅として供給するための住み替え支援等の仕組みを検討する。【再掲3・(1)－③】

成果指標

(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数	137 地区 (H26)	→	190 地区 (H37)
(12)まちづくり活動団体数	222 団体 (H26)	→	300 団体 (H37)

4. 施策の総合的かつ計画的な推進

(1) 施策の実施主体（県、市町、住宅関連事業者等）

第1章3節「住宅政策に関わる各主体の役割」で整理したとおり、石川県の住宅政策を推進していくためには、下表に示した（1）県民、（2）住民組織、（3）住宅関連事業者、（4）住宅関連団体、（5）市町、（6）石川県が、それぞれ役割を分担し、連携及び協力していくことが重要である。

また、本計画に基づく施策を推進するための、それぞれの施策内容に応じて、施策を実施すべき主体を○印で、その中で中心となるべき主体を☆印で示している。

表1 施策の実施主体

実施主体	主体の構成者
(1) 県民	
(2) 住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
(3) 住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
(4) 住宅関連団体	住宅金融支援機構、石川県建築住宅センター、石川県建築士会、石川県建築士事務所協会、石川県建設業協会、石川県宅地建物取引業協会、NPO法人バリアフリー総合研究所 等
(5) 市町	11市8町
(6) 石川県	建築住宅課、関係部局課

表2 実施主体の役割

凡例	役割
☆印	施策を実施する上で中心となるべき主体
○印	施策を実施する上で連携すべき主体

(2) 他分野（福祉、環境、防災等）の施策との連携

住宅政策が対象としている施策内容は、高齢者福祉、子育て支援、環境保全、防犯・防災、まちづくり、景観形成など多岐にわたることから、施策内容に応じて、関連する他分野の施策との連携や協働が必要である。

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現		県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
							建築住宅課	関係部局課
(1) 子育て世帯を支援する								
(1)-①子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実								
<ul style="list-style-type: none"> ・「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制の充実 ・「石川県あんしん賃貸支援事業」の普及・啓発 ・ホームページ等による県内の公的賃貸住宅の情報提供 ・三世代同居・近居に関する相談体制の充実 		○	○	○	☆	○	☆	少子化対策監室
(1)-②子育て世帯に適した住宅の整備								
<ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居・近居に関するリフォームや住み替えに対する支援 ・「ファミリーサポート事業」等による住宅改修・新築等の推進 ・公営住宅における、優先入居や収入基準の緩和による子育て世帯の支援 ・石川県防犯まちづくり条例に基づく指針による子育てしやすい住まい・まちづくりの普及啓発 		○	○	○	○	☆	☆	少子化対策監室 県民生活課
(2) 高齢者の自活を支える								
(2)-①住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進								
<p>◆バリアフリー化の推進・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅整備マニュアル等」を活用した、新築時からバリアフリーに配慮した住宅建設の推進 ・「自立支援型リフォーム資金助成制度」等による、バリアフリー改修の推進 ・「バリアフリー住宅改修支援事業」による改修のアドバースの実施 ・バリアフリー条例に基づく公益的建築物のバリアフリー対応状況について、着手前の審査・竣工後の立入検査など、指導の徹底 ・バリアフリー条例による、建築物・道路・公園等のバリアフリー化の徹底 		☆		☆		☆	☆	厚生政策課 障害保健福祉課 道路建設課 道路整備課 都市計画課 公園緑地課 営繕課

石川県		市町	住宅関連団体	住宅関連事業者	住民組織	県民	目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現
							<p>☆印：施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印：施策を実施する上で連携すべき主体</p>
							<p>◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による新築や改修のバリアフリーに関する相談体制の充実 ・「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成 ・「バリアフリー住宅改修事業者講習会」による、リフォーム事業者等の資質向上
							<p>○ ☆ ○ ☆ ○ ☆ ○ ☆</p> <p>厚生政策課</p>
							<p>(2)-②高齢者が安心して暮らせる居住福祉体制の構築</p>
							<p>◆高齢者向け住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サビスタ付き高齢者向け住宅などの高齢者向け居住施設の供給推進 ・サビスタ付き高齢者向け住宅の整備・サビスタ・契約に関する情報の集約化及び管理の適切さを把握・評価する仕組みづくりの検討 ・高齢者が居住する住宅の段階的な耐震改修等の促進 ・どの世代も安心して暮らすことができる、福祉施設と連携した居住環境の構築
							<p>○ ☆ ○ ○ ☆ ☆ ○ ☆</p> <p>長寿社会課</p>
							<p>◆住宅相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「石川県あんしん賃貸支援事業」の普及・啓発【再掲：1(1)-①】 ・三世代同居・近居に関する相談体制の充実、必要なリフォームや住み替えに対する支援【再掲：1(1)-①②】 ・ホームーズ等による県内の公的賃貸住宅の情報提供【再掲：1(1)-①】 ・リハーステージ制度によるリフォームや住み替えの促進 ・説明会等を通じた住宅建業者等の高齢者向け住宅に対する理解向上
							<p>○ ☆ ○ ☆ ○ ☆ ○ ☆</p> <p>少子化対策監室 長寿社会課</p>

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現		県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	石川県
							関係部局課	
		☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体						
(3) 住宅セーフティネットを構築する								
(3)-①公営住宅等の計画的な整備と的確な維持管理								
<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づく、公営住宅等の計画的な建替え、修繕、的確な維持管理の実施 ・建替時等の PPP/PFI を含めた民間事業者の資金・技術の活用を検討 ・建替時等に合わせた、賑わい創出施設、高齢者支援施設、子育て支援施設、コミュニティ施設の整備・併設等の検討 						☆	☆	長寿社会課 少子化対策監室
(3)-②公営住宅における入居管理の徹底								
<ul style="list-style-type: none"> ・高額所得者への明け渡し請求の強化 ・家賃滞納解消の徹底（退去滞納者など悪質な事例の対策強化） ・特定の世帯に対する当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討 						☆	☆	
(3)-③住宅確保に配慮を要する世帯に対するきめ細かな対応								
<p>◆子育て世帯に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅における、優先入居や収入基準の緩和による子育て世帯の支援【再掲:1・(1)-②】 ・公営住宅等における、子どもの成長に合わせた住み替え制度の継続 ・公営住宅等において、建替え時の子育て世帯に適用した住宅の供給の検討 ・公営住宅において、子育て世帯が入居しやすい基準の検討 						☆	☆	少子化対策監室

石川県		市 町		住宅関連団体	住宅関連事業者	住民組織	県民							
		建築住宅課	関係部局課											
目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現														
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体														
◆高齢者・障がい者に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅内における、身体能力に合わせた住み替え支援 ・公営住宅団地における、介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居、近居、隣居のための住み替え支援 ・高齢化率が高い団地でのシルバーバザリング・プロジェクトの推進の検討 ・既存住宅の1階外構部分や各階共用部分のバリアフリー化の検討 ・居宅介護事業者の訪問等に対応した介護事業者専用の駐車区画の設置 ・指定管理者と連携した、公営住宅モデル団地（平和町団地）での高齢者等に対する見守り訪問の実施 ・指定管理者と連携した、団地内の集会所を活用した高齢者サロン、高齢者の見守り活動、入居者間の親睦活動等の実施 								○	○	○	○	○	○	○
◆情報提供および民間賃貸住宅の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームーズ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供【再掲:1・(1)-①】 ・サビーズ付き高齢者向け住宅などの供給推進による、身体状況などに応じた選択ができる多様な高齢者向け住宅の確保 ・高齢者・子育て・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるように「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発【再掲:1・(1)-①】 ・市町と連携し、空き家などの民間住宅の借上げによる低廉な家賃の住宅供給、住宅確保要配慮世帯に対する家賃補助など、多様な住宅セーフティネットの構築について検討 								○	○	○	○	○	○	○
長寿社会課 営繕課								☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
長寿社会課 障害保健福祉課 少子化対策監室 国際交流課								☆	○	☆	☆	☆	☆	☆

石川県		市町	住宅関連団体	住民組織	県民	住宅関連事業者	建築住宅課	関係部局課
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進								
(1) 住宅・建築物の安全性を高める								
(1)-① 住宅・建築物の耐震性能の向上								
◆ 既存住宅等の耐震化促進								
<ul style="list-style-type: none"> ・「石川県耐震改修促進計画」に基づく、耐震化の促進 ・住宅の耐震化に係る補助制度の拡充、効率的に耐震化を進めるための具体的手法の広報による、住宅の耐震診断・耐震改修の促進 						☆	○	☆
◆ 人材育成・意識啓発								
<ul style="list-style-type: none"> ・ハコブリネットの配布などによる耐震化に関する県民意識の啓発 ・「木造住宅耐震診断士講習会」により、耐震診断を担う建築士の育成 						☆		☆
(1)-② 住宅・建築物の安全性等の確保								
◆ 建築規制の実効性の確保								
<ul style="list-style-type: none"> ・「石川県建築行政マテリアル計画」に基づく施策の確かな実行 ・完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等の実施 ・特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等の実施 ・建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行の徹底 ・現場巡回パトロールの実施による、違反建築物の早期発見と未然防止 ・定期調査報告の未報告建築物への督促強化及び適切な是正指導 ・防災査察や定期調査報告の際に既存不適格建築物の危険性の周知と適正な維持保全に関する指導 						○	☆	☆

石川県		市 町		住宅関連団体	住宅関連事業者	住民組織	県民	☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体
		建築住宅課	関係部局課					
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進								
◆住宅・建築物における健康被害の防止								
<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物のデータベースの活用による、アスベスト対策が未実施の建築物に対する指導の徹底 建設リサイクル法等に基づく、アスベストの分別解体・適正処分の徹底 建築基準法等に基づく、シックハウス対策の徹底及び換気などによるカビ・結露しにくい住宅の普及促進 								
◆住宅における火災対策の徹底								
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器設置及び適切な維持管理に関する周知・啓発 								
(2) 環境に配慮する								
(2)-①省エネ・創エネの推進								
◆省エネ・創エネの推進								
<ul style="list-style-type: none"> 「いしかわ住まいの省エネサポート制度」の普及による、省エネ性能に優れた住宅の建設の推進 「エコ住宅整備促進補助金」等による、エコ住宅の建設や省エネ改修の支援 公的賃貸住宅等における省エネ効率化や自然エネルギーの利用推進 								
◆省エネ・創エネの推進に向けた人材育成・意識啓発								
<ul style="list-style-type: none"> 「石川県エコ住宅アドバイザー」の育成 「エコリビングマニユアル」、「いしかわ版エコ住宅改修マニユアル」、「いしかわエコリビング賞」等による県民意識の啓発 「いしかわエコハウス」による、省エネ手法や省エネ改修に関する情報提供 								

石川県		市町	住宅関連団体	住民組織	県民	目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進										
						住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課					
<p>☆印：施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印：施策を実施する上で連携すべき主体</p>																
(2)-② 省資源の推進																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 古民家の再生や古材の利活用の推進 ・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用の推進 ・ 講習会での認定品の紹介など、リサイクル製品の普及促進 ・ 建設リサイクル法に基づく住宅・建築物の分別解体の徹底 						○	○	○	○	○	☆	☆		廃棄物対策課 営繕課		
(3) 住宅を長く使う																
(3)-① 長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進																
◆ 良質な住宅の供給促進						○		○	○	○	○	○	○	☆		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期優良住宅の供給促進 ・ 品確法に基づく「住宅性能表示制度」や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用 																
◆ 住宅の長期使用																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スクルトン・インフィル(SI)」の理念の普及及び公営住宅等でのSIの理念の採用 ・ 公営住宅等の計画的な建替え等、的確な維持管理の推進【再掲：1・(3)-①】 																
(3)-② 中古住宅の品質確保と流通促進																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成制度をPRし、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等)を推進 ・ 不動産業界と連携による、中古住宅の取得に関する総合的な相談体制の整備 ・ 中古住宅を取得する前段階における総合的なリフォームの推進 ・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコビルング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等の広報 ・ 「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用などによる建物状況調査の推進 						○		○	○	○	○	○	☆	厚生政策課 温暖化・里山対策室		

目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進						石川県	
						建築 住宅 課	関係部局課
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体		
(3)-③ 適正なマンション管理の推進							
<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンションの棟数、建築年度、管理組合の設置状況等のデータベース化 ・マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策の検討 ・マンション管理に従事する者向けの講習会の開催 ・関連団体と連携した、マンション管理組合の組織化や育成の推進 							
○	○	○	☆			☆	

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化						石川県					
						建築 住宅 課	関係部局課				
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築 住宅 課						
<p>☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体</p>											
(1) 空き家の適正管理・活用を進める											
(1)-①老朽危険空き家対策の推進											
<ul style="list-style-type: none"> 「空家等対策特別措置法」に基づく計画的な除却の推進 市町が実施する老朽危険空き家の除却への取組みに対する技術的支援 空き家再生等推進事業の活用による、危険空き家解体後の空き地の公共的利用の推進 						○	☆	☆			
(1)-②空き家の適正管理の推進											
<ul style="list-style-type: none"> 市町による空き家実態調査の実施、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置及び運営、空き家管理条例等の制定などに対する技術的支援 市町が実施する空き家対策の取組みに対して、必要な情報提供、技術的助言、市町相互間の連絡調整などの支援 空き家の適正管理の重要性や管理のノウハウなどを普及・啓発 地域住民が主体となって行う、空き家の管理や空き地の除草・小公園的な活用などの活動（エリアマネジメント等）に対する支援の検討 石川県空き家相談窓口による相談体制の活用 						○	○	○	☆	☆	
(1)-③空き家発生の予防策の推進											
<ul style="list-style-type: none"> ホームページやパンフレットによる、県内の古民家を含めた空き家情報の充実 空き家の所有者等に対して、適正管理や利活用に関する意識啓発 市町が実施する古民家を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備の推進 地域の空家等を再生・活用した、多様な居住形態に応じた居住系施設の整備の推進 空き家の賃貸化や他用途転用に関する各種制度の普及・啓発 						○	○	○	☆	○	地域振興課 少子化対策監室

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化						石川県	
						建築 住宅 課	関係部局課
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	住宅関連団体	住民組織	建築住宅課
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者所有住宅や空き家を、子育て世帯やUIJターン世帯向けの住宅として活用・供給するための住み替え支援等の仕組みの検討 市町による空き家情報バンクの充実やUIJターン者への補助等の実施 						☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体	
(2) 既存住宅の流通を進める							
(2)-①住宅の点検の徹底と改修等の履歴情報の蓄積							
☆		○	○		○	☆	☆
<ul style="list-style-type: none"> 「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査の推進【再掲:2・(3)-②】 建物状況調査を実施できる人材の育成及び建物状況調査の質の向上 県民に対する住宅履歴情報の重要性の周知 							
(2)-②空き家バンク等による情報提供							
○					○	☆	○
<ul style="list-style-type: none"> 移住支援ポータルサイト「いしかわか暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供の充実 市町による活用可能な空き家の発掘と空き家バンク登録物件の情報提供 							
(2)-③古民家の再生・活用の推進							
○		○	☆		○	☆	○
<ul style="list-style-type: none"> 古民家の修復・再生・活用や他用途転用への技術的支援 歴史的建造物の保存活用に係る専門家などの派遣・活用 							

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県				
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課				
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体										
(1) 地域防災力を高める										
(1)-①地震等災害に強いまちづくりの推進										
<p>◆宅地の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築基準法上の道路台帳」に基づき、狭あい道路の解消に向けた取組みの推進 ・各種ハザードマップを活用した、県民に対する居住地域の災害危険性の情報提供 ・大規模盛土造成地のデータベース化と安全性確保に向けた対策の検討 ・崖地に近接するなど、危険性の高い地域からの住み替えの実施 						☆	○	☆	☆	危険対策課 砂防課 河川課 都市計画課
<p>◆市街地の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の地域防災計画などに基づき、木造住宅密集市街地に立地する耐震性能の劣る住宅の改修等を推進するとともに、消防設備の充実等による、防災性の向上 ・避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上 ・市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性能が劣る施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性能、居住性、バリアフリー等の性能を確保 ・地震発生時の避難ルートを確認するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去やブロック塀の板塀化・生垣化等を推進 ・石川県防犯まちづくり条例に基づき指針の普及による、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発 						☆		☆		危険対策課 都市計画課 営繕課 県民生活課 避難施設の管理担当課

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県								
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課								
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体														
(1)-②災害後の円滑な住宅再建の体制整備														
<p>◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県応急仮設住宅建設マニュアルの確な運用と、建設候補地の確保の推進 ・民間事業者との連携や協定の締結等による、応急仮設住宅の早急な建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の提供など体制づくりの促進 ・個人が所有する空家等を被災者向けの住宅として提供できる体制づくりの検討 ・福祉部局と連携した、災害発生時の要支援者マップ作成の推進 								○	☆	☆	☆	☆	危機対策課 厚生政策課	
<p>◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定に関する「災害応援に関する協定書」の継続による、広域的な協力・支援体制の継続 ・被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会の実施や訓練及び学生ポスターの育成・登録の実施 ・「石川県応急危険度判定協議会」等を通じた、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣体制の充実 ・被災地への派遣の際に主力となる、若手の判定士の登録の充実 												○	☆	危機対策課

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県	
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課	
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体							
(2) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる							
(2)-①生涯にわたる「住教育」の推進							
☆			☆	○	☆	温暖化・里山村策室 生涯学習課	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・住まいのあり方や地域・コミュニティとの関わり方などに関する県民向け講習会等の開催の検討 ・住まいの絵画コンクールなどによる住教育の推進 ・いしかわエコハウスを活用した住教育の推進 							
(2)-②住宅づくりの担い手となる建築専門技術者の育成							
						労働企画課 文化財課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ハウジングスクールなどの講習会や実際の現場における経験を通じた、若手建築技術者の育成 ・歴史的建造物の調査、助言を行う専門家の育成 ・伝統的な在来木造構法の技術の記録や保存による、伝統技術の継承 ・講習会等による、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバタイザー派遣体制の強化 							
(3) いしかわの地域特性を活かす							
(3)-①良好な景観・まちなみの保全・形成							
○	○	○		☆	☆	景観形成推進室	
<ul style="list-style-type: none"> ・石川県景観計画や街づくり協定などに基づく、景観形成に寄与する住まい・まちづくりの推進 ・石川県公共事業景観形成指針や石川県公共事業景観形成ガイドライン等に従った整備を通じた、県による良好な景観の先導的な創出 ・「景観アドバタイザー」や「景観づくりリーダー」の育成や景観教室の開催などによる、地域住民が主体となって実施する景観まちづくりの支援 							

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県								
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課								
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体														
(3)-②地域の希少な歴史的資産である古民家の再生・活用の推進														
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の古民家を含めた空き家情報の充実【再掲:3・(1)-③】 ・市町が実施する古民家を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備の推進【再掲:3・(1)-③】 ・里山里海景観の核となっている古民家に関する修理・改修・リフォーム時の設計指針及び改修事例集等の作成による、再生・活用の誘導 ・古民家や近代・現代建築などの地域に根ざした景観資源の発掘 ・古民家再生ファンド等の歴史的な建築物の改修・リフォームを支援する仕組みづくりの検討 								○	☆	○	○	☆	○	文化財課 里山振興室
(3)-③県産材の活用による豊かな居住環境の構築														
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の活用の推進 ・「いしかわの木が見えるたてもとの推進事業」による、住宅における県産木材の活用の推進及び功労者表彰の実施 ・公共建築物における県産材利用の推進 ・林業事業者、木材関連業者、住宅供給業者等が連携した県産木材の利用促進に向けた体制づくりの促進 								○		○	☆	☆	☆	伝統産業振興室 森林管理課 営繕課
(3)-④雪に強い住環境の形成														
<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地等における、屋根融雪装置の普及、住宅の克雪化の推進 ・「雪に強い住まいづくりまちなみづくり」マニュアルを活用した住まい・まちづくりの普及・啓発 								○	○	○	○	☆	☆	

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県						
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課						
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体												
(4) 地域を元気にする												
(4)-①地域の実情に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進												
<ul style="list-style-type: none"> ・都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新の推進 ・「街なみ環境整備事業」などによる修復的な整備やコミュニティ拠点の整備の推進 ・拠点集落を中心とした再編・統合を進め、新しいコミュニティとして再生の推進 ・地域コミュニティの形成による高齢者や子育て世帯が住みやすいまちづくりの推進 ・どの世代も安心して暮らすことができると連携した居住環境の構築【再掲:1・(2)-②】 ・いしかわまちづくり技術センターや石川県 NPO 活動支援センターなどと連携した、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動等の支援 						○	○	○	○	☆	○	都市計画課 少子化対策監室 里山振興室
(4)-②集約型まちづくりの推進												
<ul style="list-style-type: none"> ・市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に都市の機能を高める医療・福祉・福祉・子育て支援・商業等の集約を図るとともに、生活サービスやコミュニティが持続可能な一定のエリアに居住を誘導する集約型まちづくりを推進 ・市町が主体となり、居住を誘導する区域における助成などによる居住の推進 ・市町が主体となり、居住を誘導する区域における定住の受け皿となる空き家の利活用の推進 ・公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保 						○	○	○	○	☆	○	都市計画課

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県							
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課							
☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体													
(4)-③定住促進施策・UIJタウン施策の推進													
<ul style="list-style-type: none"> ・「いしかわ暮らし情報ひろば」などによる、住み替え・移住の推進【再掲:3・(2)-②】 ・市町を主体とする地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設に対する支援の実施、若年層のUIJタウンの受け入れ等による、定住・移住促進 ・地域の空家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居住系施設の整備の推進【再掲:3・(1)-③】 ・高齢者所有住宅や空き家を、子育て世帯やUIJタウン世帯向けの住宅として活用・供給するための住み替え支援等の仕組みの検討【再掲3・(1)-③】 								○	○	○	☆	○	地域振興課 少子化対策監室